「子ども・子育て新システム」の導入に係る財源措置の明確化及び 子育て支援の充実を求める意見書

政府は、7月29日の少子化社会対策会議において、「『子ども・子育て新システム』に関する中間とりまとめ」を決定し、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」との方針を示した。

「子ども・子育て新システム」は、幼保一体化を含む今後の子ども・子育てを社会全体で支援する一元的な制度構築を目指しており、これまでの子育て支援の取組を大きく転換しようとするものである。

しかしながら、新システム導入のために必要と言われている約1兆円の財源は明確になっておらず、 円滑に新システムが導入できるのか懸念されるところである。

また、新システムが導入されるか否かにかかわらず子ども・子育てを国民全体で支えていくことは当然であり、その財源確保は国の責任において行うべきである。

よって、国におかれては、我が国の未来を担う子どもたちの健やかな育ちを保障し、子育て支援の充実が図られるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1. 「子ども・子育て新システム」の導入に当たっては、保護者及び保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の子育で関係者の意見を十分に尊重するとともに、早急に財源措置を明確にすること。また、実施に当たっては、子育で支援の質を確保すること。
- 2. 「安心こども基金」の延長及び拡充等、子育て支援の充実に向けた地方の創意工夫が活かされるよう来年度の予算編成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月4日

長崎県議会

(提出先)

 衆議院議長
 横路 孝弘 様

 参議院議長
 西岡 武夫 様

 内閣総理大臣
 野田 佳彦 様

 財務大臣
 安住 淳 様

 厚生労働大臣
 小宮山洋子 様

 内閣官房長官
 藤村 修 様

 少子化対策担当大臣
 蓮 舫 様

 国家戦略担当大臣
 古川 元久